

静岡文化芸術大学特任教員に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）の特任教員の任用に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 特任教員は、次の各号に掲げる者を対象とする。

- (1) 公立大学法人静岡文化芸術大学特任助手の任期等に関する規程（以下、「特任助手任期規程」という。）に基づき任用する任期付教員
- (2) 本学を定年退職した者で、教育又は研究上の顕著な業績を有し、かつ、本学の円滑な運営に貢献した者で、引き続き本学の教育研究上必要であると認められる者
- (3) 公立大学法人静岡文化芸術大学教員の任用及び昇任に関する規則（以下、「教員任用規則」という。）に定める資格基準に合致する者で本学教員組織の構成上特に必要と認められる者
- (4) 教員任用規則に定める資格基準に合致する者で、本学が受け入れる外部研究資金によるプロジェクト研究、その他本学の教育研究を推進するために必要と認められる者

(職名)

第3条 前条第1号に該当する特任教員の職名は、特任助手とする。

2 前条第2号及び第3号に該当する特任教員の職名は、特任教授とする。

3 前条第4号に該当する特任教員の職名は、その業績、能力、職務内容等に応じ、特任教授、特任准教授又は特任講師とする。また、職名の前に当該プロジェクト研究の名を付すものとする。

(本務)

第4条 特任教員は、本学を本務とする者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育研究上特に必要があり、本学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、本学の教育研究以外の業務に従事する者を、特任教員とすることができる。

(任用手続)

第5条 第2条第1号に該当する特任教員の任用手続については、特任助手任期規程の定めるところによる。

2 第2条第2号、3号及び第4号に該当する特任教員の任用手続については、教員任用規則を準用する。

(再任)

第5条の2 第2条第1号に該当する特任教員の再任の可否は、特任助手任期規程の定めるところによる。

(任用期間)

第6条 第2条第1号に該当する特任教員の任用期間は、特任助手任期規程の定めるところによる。

- 2 第2条第2号、第3号及び第4号に該当する特任教員の任用期間については、3年以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、3年を超えて、1年ごとに更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、副学長に任命された者については、副学長に就任している期間の終了まで、第2条第4号に該当する者のうち、本学が受け入れる外部研究資金を原資として任用する者については、当該外部研究資金によるプロジェクト研究期間の終了まで、それぞれ任用を更新することができるものとする。
- 4 第2項ただし書き及び第3項の規定による更新は、最初の任用日から通算して5年に達する日を限度とする。なお、法人が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- 5 第2項から第4項までの規定により、法人における通算契約期間（ただし、労働契約が締結されていな期間が連続して6ヶ月以上ある場合は、それ以前の労働契約期間は通算契約期間に含めない）が5年を超える場合、本人の申し出により、期間の定めのない労働契約に転換する。
- 6 前項までの規定にかかわらず、その者が年齢70歳に達した日以降における最初の4月1日以降は、任用することができない。

(人数の制限)

第7条 第2条第2号に該当する特任教員の各学部における人数は、各学部の定数内とし、かつ、任用しようとする年度の教員数の5%を超えないものとする。ただし、任用しようとする年度の教員数の5%を超えない範囲内で、各学部間における採用人数の調整をすることができる。

(着任年齢)

第8条 第2条第2号該当する特任教員の着任年齢は、満60歳以上とする。

(従事)

第9条 第2条第1号に該当する特任教員は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

- 2 第2条第2号に該当する特任教員は、授業の他、学生指導、大学院生指導、その他本学の教育研究に必要な業務に従事する。
- 3 第2条第3号に該当する特任教員は、本学教員組織の構成上特に必要な業務に従事する。
- 4 第2条第4号に該当する特任教員は、プロジェクト研究、その他本学の教育研究に従事する。

(教授会等との関係)

第10条 第2条第2号に該当する特任教員で副学長に任命された者、同条第3号及び第4号に該当する特任教員は、教授会に出席する義務を負わない。ただし、教授会が必要と認めた場合は当該特任教員に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(就業)

第11条 特任教員の就業については、公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）を適用するほか、必要な事項は別に定める。ただし、職員就業規則のうち、第11条から第13条、第18条、第20条、第21条、第29条、第30条、第55条、第65条及び第80条から第85条は、適用しない。

- 2 第2条第2号に該当する特任教員については、前項ただし書きに加え、職員就業規則第31条、第42条及び第42条の2も適用しない。

(休職等)

第12条 第2条第1号に該当する特任教員が職員就業規則の定めにより、休職した場合又は育児休業及び介護休業並びに特別休暇を取得した場合、任期規程第2条に定める任期の延長はしない。

(給与等)

第13条 第2条第1号に該当する特任教員の給与は、基本給、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、住居手当、入試手当、受託事業手当及び退職手当とする。

- 2 第2条第2号及び第3号に該当する特任教員の給与は、基本給、特別給、通勤手当及び受託事業手当とする。
- 3 第2条第4号に該当する特任教員の給与は、基本給、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当及び受託事業手当とする。
- 4 その他、特任教員の給与等については、別に理事長が定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和２年４月１日公立大学法人静岡文化芸術大学教員の任期等に関する規程等の一部を改正する規程）

（施行期日）

１ この規程は、令和２年４月１日から施行する。

（公立大学法人静岡文化芸術大学任期付教員身分等取扱規程の廃止）

２ 公立大学法人静岡文化芸術大学任期付教員身分等取扱規程は廃止する。

（経過措置）

３ 改正前の「公立大学法人静岡文化芸術大学教員の任期等に関する規程」及び「静岡文化芸術大学特任教員に関する規程」並びに廃止された「公立大学法人静岡文化芸術大学任期付教員身分等取扱規程」に基づき任用された任期付教員については、基本給の額を除き、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和６年４月２６日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、令和６年１２月２４日から施行する。